

平成 27 年 7 月 27 日

お客様各位

J Aバンク山口

J Aバンク山口の「うそ電話詐欺（特殊詐欺）」被害防止の取組みについて

J Aバンク山口では、「うそ電話詐欺撲滅県民運動」の趣旨をふまえ、山口県警察本部および各警察署と連携し、ご高齢のお客様等が窓口で高額現金のお持ち帰りをご所望の場合、お振込みや自己宛小切手のご利用を奨めておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 内容

昨今のうそ電話詐欺（特殊詐欺）の手口は、現金の送付や手渡しによるものが大半となっていますので、ご高齢のお客様等が高額の現金のお持ち帰りを要望される場合、現金によらず「振込」によることや「自己宛小切手」（預金小切手）によることをお奨めしております。

2. 「自己宛小切手」（預金小切手）とは

自己宛小切手とは、あらかじめお客様から支払い用の資金をお預かりしたうえ、金融機関が自らを支払人として振り出す小切手のことです。

また、自己宛小切手には線引を付し、小切所持人の取引金融機関でしか現金化できないようにして発行しますので、被害抑止に繋げることができるものです。

3. お問い合わせ先

本件についてご不明の点がございましたら、お気軽に最寄りの J Aバンクの窓口へお問い合わせください。

以 上

JAバンク山口の「うそ電話詐欺(特殊詐欺)」被害防止の取組み

